

退職後の健康保険加入のご案内

退職後の健康保険には、協会けんぽの健康保険を任意継続する以外にもいくつか選択肢があります。毎月支払う保険料などを比較したうえで、次に加入する健康保険の加入手続きを従業員の方に案内してください。

協会けんぽの
任意継続

申請・問い合わせ先

お住いの協会けんぽ都道府県支部

市町村の
国民健康保険

申請・問い合わせ先

お住いの市町村役場

ご家族の
被扶養者

申請・問い合わせ先

ご家族の勤務先

任意継続保険の加入要件は次の2つです。

提出期限が
ありますので
余裕をもって
ご提出を

- 1 退職日までに被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること
- 2 退職日の翌日から20日以内に資格取得申出書を協会けんぽへ提出すること(必着)

任意継続の保険料は、退職前の保険料の約2倍になります(退職時の標準報酬月額(上限30万円)にお住いの都道府県別の保険料率を乗じた額になります)。



資格喪失される方の健康保険証回収にご協力をお願いします

資格喪失届を提出するときは、**健康保険証**も一緒に提出してください

- 被扶養者がいる場合、被扶養者の健康保険証も一緒に提出してください。
- 電子申請の場合、到達番号がわかる画面を印刷の上、健康保険証とともに大阪広域事務センターへ速やかに送付してください。



退職などで資格喪失になる場合、資格喪失届に健康保険証を添付して提出するよう定められています(扶養から外れる場合も同様です)。

回収されなかった健康保険証で受診した場合、受診時の自己負担を引いた金額(総医療費の7~8割の額)が後から請求されますので、そのような事態を防ぐため必ず健康保険証の回収をお願いします。
※なお、健康保険証の紛失等で提出できない場合は、代わりに回収不能届の提出が必要です。

誤った受診を発生させないよう、皆様のご協力をお願いします。

オンライン資格確認システムが導入されている医療機関では 限度額適用認定証の申請は不要です

これまで

医療費が高額になりそうなときは、事前に「**限度額適用認定証**」の申請が必要でした。



システムが導入された 医療機関

令和6年1月中旬時点で、和歌山県内の約**90%**の医療機関で導入が完了しています

「**限度額適用認定証**」がなくても、「**限度額情報の提供**」に同意することで医療機関での窓口負担は自己負担限度額までで済みます。

※保険資格データとマイナンバーが紐づけされていない場合や、オンライン資格確認システムに未対応の医療機関を受診する場合には、今まで通り「**限度額適用認定証**」を準備する必要があります。

医療機関の窓口で「**限度額情報の提供**」に同意するには？

オンライン資格確認システムを導入している医療機関で、**①限度額情報の利用に口頭で同意**する、または**②マイナンバーカードリーダーで「限度額情報の提供」に同意**することで、窓口負担は自己負担限度額までになります。



①限度額情報の利用を申し出る



②マイナンバーカードリーダーで同意する

2024年12月2日に保険証は**廃止**されます **今から使おう！マイナ保険証**

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「**限度額適用認定証**」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

厚生労働省HP
【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。



【お問合せ先】和歌山支部代表 (TEL 073-421-3100)

